

公募型プロポーザル方式による公告

市勢要覧作成業務について公募型プロポーザルを行うので、守山市プロポーザル方式等による契約手続に関する実施要領(平成20年告示第40号)第9条第2項の規定により公告する。

令和元年6月18日

守山市長 宮本和宏

1 公募型プロポーザル方式に付する業務の概要

- (1) 業務番号 令和元年度守秘業第7号
- (2) 業務名 市勢要覧作成業務
- (3) 業務場所 守山市吉身二丁目5番22号
- (4) 業務概要
 - ア 資料収集(資料収集、取材、写真撮影、資料整理等)
 - イ 企画編集(企画、構成、編集、デザイン・レイアウト等)
 - ウ 原稿作成・監修(原稿作成、図表・イラスト・画像の作成、校正、監修等)
 - エ 印刷入稿データ、ホームページ掲載用PDFの納品
- (5) 委託期間 契約締結日から令和2年3月31日まで

2 プロポーザル参加方式

単体のみとする。

3 プロポーザル参加資格に関する事項

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31年度守山市役務委託業務等業者登録名簿に掲載され、「広告・広報・企画」を第一希望または第二希望としていること。
- (3) 平成26年4月1日以降に地方公共団体等が発注する冊子の広報企画の業務を公告日の前日までに完了し引き渡した実績を有すること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 公募型プロポーザル参加有資格者（参加資格があると認められた者をいう。）は、提案書類審査日までに前各号に掲げる要件を満たさなくなった場合は、審査に参加することができない。

4 公募型プロポーザル参加申込書等書類の交付および提出にかかる期間、場所および方法

- (1) 交付期間 令和元年6月18日（火）から令和元年7月22日（月）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで
- (2) 提出期間 令和元年6月18日（火）から令和元年7月22日（月）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで
- (3) 提出場所 守山市総合政策部秘書広報室 守山市役所2階
滋賀県守山市吉身二丁目5番22号 電話 077-582-1164
- (4) 交付方法 守山市ホームページおよび上記(3)提出場所において手渡しにより、無料で交付する。なお、郵送、電子メールによる交付は行わない。

5 質疑の受付および回答

- (1) 受付期間 令和元年6月18日（火）から6月28日（金）まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで
- (2) 受付場所 上記4(3)提出場所と同じ
- (3) 受付方法 電子メールまたはファクスによるものとする。電話および口頭による受付はできませんのでご注意ください。
- (4) 回答閲覧 質疑のあった場合のみ上記4(3)提出場所に掲示する。
7月3日（水）から7月22日（月）までの午前9時から午後5時まで。
ただし、最終日は正午まで。

6 プレゼンテーション参加資格審査結果の通知

- (1) プレゼンテーション参加資格の有無は、次の日時および場所において書面により通知する。なお、参加資格がないと認めた者についても、書面にて通知する。
- ア 通知日時 令和元年7月23日（水）
- イ 通知場所 上記4(3)提出場所と同じ
- (2) 上記(1)の通知を受けた者のうち、参加資格がないと認められた者は、市長が参加資格がないと認めた理由についての説明を、当該通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に書面により市長に求めることができる。
- (3) 上記(2)の書面の受付期間および場所は、次のとおりとする。なお、書面の提出は持

参によるものとし、郵送、電子メールその他持参以外の方法による提出は受け付けない。

ア 受付期間 上記(2)の説明を求めることができる期間中の午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 上記4(3)提出場所と同じ

(4) 市長は、上記(2)の参加資格がないと認めたことにかかる説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して3日以内に書面により回答するものとする。

7 プレゼンテーション参加資格審査結果通知から契約にいたる概要

- | | |
|------------------|---------|
| (1) プレゼンテーション実施日 | 8月1日(木) |
| (2) 審査結果通知発送 | 8月上旬 |

8 契約方法と金額

- (1) 委託業務は、プロポーザルの審査で決定された業者1者と随意契約(業者指定契約、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号・第5号・第6号)により業務委託の契約を締結する。
- (2) 契約金額は、提案書に付記された「業務見積書」に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。ただし、市が提示する上限価格を超えない額であること。
- (3) プロポーザルの審査で業務委託の決定通知を受けたときは、10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 契約保証金は、免除する。
- (5) 違約金は、業務委託の決定通知を受けた者が契約を締結しないときは、「業務見積書」に記載された金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5を徴収する。
- (6) 前金払は、行わない。
- (7) 仕様書等を熟知しておくこと。